

2005年NPT運用検討会議第2回準備委員会に日本が提出した作業文書 (仮訳)

1. 総論

NPTは、核不拡散体制の礎として、そして核軍縮促進の基盤として1970年の発効以来、そして特に冷戦の終結後、国際社会の平和と安全の維持・強化に多大な貢献をしてきている。その面でのNPTの役割は不可欠のものである。

2005年NPT運用検討会議にむけた運用検討プロセスは、2002年の第1回準備委員会にて円滑に立ち上げられた。日本は、第2回準備委員会においては、NPT締約国が一致してNPT体制への新たな挑戦に対処し、2005年NPT運用検討会議にむけてNPT体制の維持・強化を効果的に図ることが重要と考える。

日本は、唯一の被爆国として「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を堅持している。小泉内閣を含む歴代の内閣は、非核三原則を繰り返し表明しており、今後ともこれを堅持していく立場に変わりはない。

また、日本はNPT加入以来、IAEA追加議定書やIAEA保障措置協定を締結し、その原子力関連活動の透明性の確保に努めてきた。さらに、1955年に制定された原子力基本法に基づき、原子力利用を平和目的に限定している。このような点からも、日本が核兵器を保有することはない。

2. 核軍縮

NPTは、核不拡散と同時に核軍縮を追求している。これまでに圧倒的な多数の国により、核兵器保有という選択肢を放棄する約束がなされたことは、核不拡散に対する国際社会の取り組みとして画期的な出来事であり、この事実を核兵器国は重く受け止めるべきである。また、1995年NPT無期限延長決定が、核軍縮の推進を含む「原則及び目標」とパッケージで合意されたことにつき、想起されなければならない。かかる非核兵器国の決断に対し、今や、核兵器国が目に見える核軍縮の成果を示すことが求められている。

国際社会は、核兵器のない平和で安全な世界を一日も早く実現しなければならない。このため、核兵器国が核軍縮措置を強化・継続することが必要である。

近年、核兵器使用の可能性が高まったとの懸念の声が頻繁に聞かれるようになってきた。日本は、唯一の被爆国として核の惨禍が再び繰り返されてはならないと強く主張してきている。核兵器使用の敷居はできるだけ高く保たなければならない。この観点から、国際社会は核兵器が使用された場合にもたらされる、恐ろしく且つ長期に亘る影響をよく認識しなければならない。

NPT締約国、特に核兵器国は、2000年NPT運用検討会議で合意された核軍縮措置を着実に実施していく必要がある。日本は、2000年NPT運用検討会議の合意に基づいて、全面的核廃絶に至る具体的な措置を示した「核兵器の全面的廃絶への道程」決議を2000年以降、毎年国連総会に提出している。またこの決議は、核軍縮及び核不拡散の現状を反映し、核軍縮における前進を国際社会に強く呼びかけた。

(1) 包括的核実験禁止条約 (CTBT)

CTBTは、核兵器の拡散と質的向上を制限することにより、核軍縮及び核不拡散を進める歴史的な条約である。CTBTは、IAEA保障措置と並んでNPT体制の主要な柱の一つとして重要な役割を果たしており、また核兵器のない世界を実現するための実際的かつ具体的措置である。にもかかわらず、1996年に条約成立後6年以上が経過しても、同条約は依然未発効のままである。この様に進展のない状況は、核軍縮及び核不拡散の先行きを不透明なものにしており、またNPT体制に悪影響を及ぼしかねない。

第2回発効促進会議の最終宣言に应运、CTBT未署名・未批准国、特に発効要件国が、CTBTを早期に署名・批准することを強く求める。また、CTBT準備委員会が進めている国際監視制度 (IMS) を含む核実験禁止のための検証体制整備における努力が継続され、またそのための予算が確保されることが重要である。

日本は、CTBTの早期発効を極めて重視しており、このために積極的に取り組んできた。日本は、国際監視制度 (IMS) 整備の一環として、昨年、国内における監視施設の建設を始めると共に、CTBT国内運用体制を立ち上げた。

また2002年9月14日、川口順子外務大臣は、オーストラリア及びオランダの外相とともに、ニューヨークにおいてCTBT批准国の外相が集まって開催された、CTBTフレンズ外相会合において共同議長を務めた。同会合では、可能な限り早期におけるCTBTの署名・批准の要請を含む外相共同声明が出され、現在までに50ヶ国以上の外相の賛同を得た。日本は、本年9月に開催

が予定されている第3回発効促進会議に向けて、より多くの国による同条約への署名・批准が行われるよう強く期待する。

日本は、C T B T発効までの間、全ての国が核実験モラトリアム継続の強い政治的意思を維持すべきであると確信している。更に、1998年に国連安保理が採択した決議1172（パラ3）は、すべての国に対し、C T B Tの条約に従って、いかなる核兵器の実験的爆発又は他の核爆発核実験も行わないよう要請していることは、改めて想起されなければならない。

（2）兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約、FMCT）

2000年NPT運用検討会議最終文書にもかかわらず、軍縮会議（CD）においてFMCTの交渉が開始されていないことは、誠に遺憾であり、遅滞なくFMCTの交渉を開始すべきである。同条約発効までの間、核兵器国を含むすべての国が、兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを継続する政治的意思を維持すべきである。

FMCTが核不拡散及び核軍縮を促進するために重要であることには変わりがない。更にまた、C T B Tの発効が遅れていることにより、FMCTの交渉開始の遅れを正当化してはならない。

日本は、CDにおける作業計画の合意とFMCT交渉の早期開始を最優先事項として、CDの膠着状態打開のため最善を尽くしている。また、猪口邦子・軍縮代表部大使がCDにおいて行った演説においても、FMCT交渉の早期開始の重要性を改めて述べている。FMCT交渉の早期開始に向けた努力の一環として、日本は2003年3月、ジュネーブにおいて「多国間における軍備管理条約の検証促進」と題するワークショップを開催した。

（3）米露核削減

日本は、戦略攻撃兵器のS T A R T I条約に従った戦略攻撃兵器削減の完了、一方的削減措置及び更なる核軍縮への一步となるべき米露間における戦略攻撃削減条約の署名を含む、核兵器国による核兵器削減の進展を歓迎する。

日本は、米露間の戦略攻撃削減条約の署名を、これまで米露がそれぞれ表明してきた戦略核兵器削減を法的拘束力を有する形式（条約）で担保しようとするものとして、高く評価する。米の同条約批准に続いて露が早期に同条約を批准することを希望し、両国による同早期発効を期待。また日本は、米露による削減の実施を待つことなく、他の核兵器国が一方的に又は交渉を通じて、核兵器

の更なる削減に着手することを期待する。

（４）非戦略核兵器

２０００年ＮＰＴ運用検討会議最終文書に従って、非戦略核兵器を有する全ての国が、透明性を確保しつつ非戦略核兵器の削減を行うことが必要。非戦略核兵器の削減は地域及び国際の安全保障の観点から、また核不拡散、テロ対策上の観点からも非常に重要である。更に、日本は、１９９１年及び１９９２年の米ソ（露）核兵器削減イニシアティブに発表されたとおり、米ソ（露）が自主的に非戦略核戦力の削減を完全に実施すること、及びその実施状況に関する情報が提供されることを期待する。

（５）旧ソ連諸国に対する非核化協力

日本は、核兵器のない平和で安全な世界を早期に実現するためには、現実的かつ具体的措置を一つ一つ積み重ねていく以外にないと考えており、積極的に以下の具体的措置を取っている。

日本は、２００２年６月、当面二億ドル余りの貢献を行うことを表明した。そのうち一億ドルは、ロシアの兵器級余剰プルトニウム処分のためプログラムへ、残りは原子力潜水艦解体等の他のプロジェクトに対して拠出される予定である。

日本は、既にロシアに対し、液体放射性廃棄物処理施設を供与した。現在、日露両国はヴィクターⅢ級退役原子力潜水艦を解体するプロジェクトに取り組んでいる。また、日露間の共同研究により約２０kgの兵器級プルトニウムの処理に成功した。

（国際科学技術センター（ISTC））

日本は１９９２年、「国際科学技術センター（ISTC）を設立する協定」に署名し、１９９４年３月、ISTCがモスクワに本部を設置して活動を始めて以来、積極的な支援を行ってきた。

（６）報告

全てのＮＰＴ締約国によるＮＰＴ第６条（注：核軍縮交渉の義務）履行に関する報告の提出は、２０００年ＮＰＴ運用検討会議最終文書に記された１３項目の実践的措置の一つであり、また核軍縮のための重要なステップの一つである。日本は、その報告形式について引き続き議論されなければならないと考える。とりわけ核兵器国が、核軍縮措置の実施状況と今後の方針について報告を行う

ことを確保すべきである。

3．核不拡散

(1) IAEA保障措置の強化

核不拡散体制の信頼性及び効率性の維持やNPTに基づく国際原子力機関（IAEA）保障措置協定不遵守のIAEAによる検知能力の強化はを重視。この点に関し、2000年NPT運用検討会議最終文書は、IAEAの保障措置協定及び追加議定書の締結を促進するための「行動計画」を勧告しており、日本は、この勧告を強く支持し、追加議定書の普遍化は、緊急の課題と確信する。

追加議定書普遍化の重要性に鑑み、日本は、「行動計画」の策定に参画し、IAEAとの協力の下2001年6月に「アジア・太平洋地域におけるIAEA保障措置強化の国際シンポジウム」を、また、2002年12月には「IAEA保障措置強化のための国際会議」を主催した。さらに、一連の地域セミナーに対して財政的及び人的貢献を行ってきた。

直近の国際会議は、地域セミナーの成果をグローバルな観点から総括することを目的として行われ、各参加者はIAEAの保障措置の重要性を認識し、追加議定書の普遍化に向けた具体的なステップを考慮する機会を提供された。この会議においては、参加政府は、公平かつ厳格な査察がNPT体制の基礎となること、並びに申告された核物質の不転用のみならず未申告の核物質や原子力活動が存在しないという信頼できる確証を国際社会に対して与える権限がIAEAに付与されるべきであることにつき意見の一致を見た。参加者は、また、追加議定書を署名したものの未だ批准していない全ての国、特に、批准していない核兵器国並びにEU諸国が、政治的な機運を維持するため、早急な「追加議定書」批准にむけた努力を倍加することを期待する旨表明した。

追加議定書は未申告の核物質及び活動が存在しないことを検認する等強化された能力をIAEAに与えることによって、国際的な不拡散体制を強化する上で重要な役割を担い、加盟国の原子力関連活動の透明性を増進している。日本は、締約国が追加議定書の早急な普遍化への必要性を確認することを期待する。

さらに、日本は、高度な原子力技術を持つ国ほど、その平和利用に対してより大きな責任を有し、より高い透明性が確保されるべきと確信している。この考えに基づき、日本は核燃料サイクルのような高度な原子力技術を有するすべての国が、追加議定書の締結等によって責任を果たすことを呼びかける。

（イラン）

この点に関連し、日本はイランの原子力開発計画、特に最近公表された新しい原子力施設について懸念をもって、注視している。日本は、ウラン濃縮及び重水生産は容易に核兵器製造への転用が可能となるので、ウラン濃縮及び重水生産関連の施設及び技術を有する国は、高い透明性を確立する責任を果たすべきと考えている。この点に関し、日本はイランに対し、I A E Aに完全に協力し、課題として追加議定書を優先的に締結し、その原子力活動の水準に見合う高い透明性を確保することを呼びかけていく。イランが最近I A E A 保障措置協定の補助取極を改訂したことは、その様な観点から肯定的な一歩として評価できる。今後イランがI A E Aとの協力を通じて、追加議定書の早期締結を含め、自らの原子力活動の透明性を一層向上することを期待する。

（２）ロシアの余剰兵器プルトニウムの解体処分

米露の核軍縮努力の結果、解体された核兵器から兵器級プルトニウム等核物質が大量に抽出されている。テロ対策の観点より、この核物質が、軍事転用されないようあるいは第三国やテロ集団へ拡散されないように防止することは緊急の課題である。この点に関し、日本は昨年６月、ロシアの余剰兵器プルトニウムの処分計画に１億ドルの拠出を発表した。

（３）輸出管理

原子力供給国グループ（N S G）及びザンガー委員会等による核関連物質及び技術の国際的輸出管理の枠組みは、締約国がN P T 第３条２（注：全ての核物質へのI A E A 保障措置の適用）を履行する上で重要な役割をはたす。N S G 及びザンガー委員会のガイドラインに基づき協調された輸出管理政策やアウトリーチ活動は、核拡散を供給面から効果的に抑止及び防止していくために重要である。この点に関し、日本は２００５年のN P T 運用検討会議に向けて、N S G とザンガー委員会がN P T の厳格な遵守の確保を助長する重要なメカニズムとして明確に是認されるよう促していく。

日本としてはN P T との関連で双方の制度の重要性に鑑み、例えば、N S G の連絡事務所（Point of Contact）として、積極的な貢献を行っている。さらに、日本は国際社会に対し、核兵器開発に資する可能性のある資材を管理する厳格な輸出規制を強化及び確認することを通して、大量破壊兵器の不拡散に向けた努力を倍加することを要請する。

（４）核テロリズム対策

2001年9月11日からの一連のテロ事件を通して、国際社会は今後、テロリストが核兵器や核物質を入手する危険性が現実的及び差し迫ったものであることを改めて認識した。国際社会は、核テロを防止するために、国家、地域、国際レベルで協力し、情報交換、国境管理体制、核物質及び核関連施設の防護において、個別及び集団で努力をするべき。この点に関し、日本は現在行われている核物質防護条約（C P P N M）を強化する努力を歓迎する。

この分野で、I A E Aも重要な役割を果たしている。日本は、2002年3月のI A E A理事会において、I A E Aの核テロ基金に対し50万ドルの拠出を発表し、他の加盟国にも貢献を呼びかけた。日本は、核テロの関連で、本年3月にウィーンで開催した「放射線源の安全に関する国際会議」が、放射線源の安全な管理も極めて重要であることにつき、国際的な関心を集められたと認識している。日本は、上記国際会議において提出された主要な成果とI A E A加盟国によって認められた放射線源の安全とセキュリティの行動規範に基づき国際社会が放射線源の管理強化に取り組むことを期待する。さらに、日本はI A E Aが放射線源の安全とセキュリティの行動計画に基づき努力を継続することを期待する。

日本は、追加議定書が、核物質及び資機材の輸出入をI A E Aに報告するメカニズムを提供しており、このような機微な物質がテロリストの手に落ちることを防止することに重要な役割を果たすと確信している。したがって、核テロ防止努力に貢献するためにも、同議定書の締結が推進されるべきである。

4 . 原子力の平和利用

エネルギーの安定供給のみならず地球温暖化防止の観点から、安定的な原子力の平和利用は重要。日本はN P Tの締約国として、原子力の平和利用という権利を享受し、右を積極的に推進してきている。また、日本は、軽水炉におけるプルトニウム利用の研究開発を進め、高速増殖炉技術の活用を通じた核燃料サイクルの確立を引き続き着実に実施していく。さらに、日本はより安全で、効率的な、転用・拡散対抗性の高い革新炉技術の研究開発を追求していく。

日本は、原子力の平和利用推進にあたっては、保障措置協定及び追加議定書に基づくI A E A保障措置を完全に受け入れるとともに、プルトニウム利用を含む原子力活動の透明性を確保している。同時に、日本は原子力活動及び施設の安全を、最優先の課題として極めて重視している。この関連で、日本は原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が非常に重要と考えており、未締結の国に対してこれらの条約を早急に締

結することを促していく。日本政府は使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約を国会において審議しており、本年１１月ウィーンにおいて行われる第１回検討会合が使用済み燃料及び放射性廃棄物の管理の安全の世界的な向上につながることを期待する。さらに、日本は、グローバルな「安全文化」向上のため安全基準作成や人材育成といった分野で、ＩＡＥＡが重要な役割を果たすべきと考えており、今後ともその活動を積極的に支援していく考えである。

日本はＮＰＴ第４条を勘案した上で、原子力の平和利用分野における国際協力を促進すべく積極的な貢献を行っている。日本は、発電分野のみならず、非発電分野の医療、農業、食糧、保健、水資源等幅広い分野における活動において、ＩＡＥＡの果たす重要な役割を評価している。また、これらの活動を通じて原子力技術平和利用に対する一般の理解が促進されることを期待しつつ、この分野において日本としてＩＡＥＡの活動に引き続き貢献していく。

原子力の平和利用にとって、放射性物質の安全かつ円滑な輸送は必須条件。放射性物質の輸送は、国際法上確立された「航行の自由」に従って行われており、また、国際海事機関（ＩＭＯ）やＩＡＥＡ等の関連する国際機関が定める国際基準に従い、安全確保のため最も慎重な予防措置をとりつつ実施されている。また、放射性物質の輸送に係わる情報については、核物質防護の観点を中心に十分に配慮しつつ、可能な限り関係国に提供している。かかる輸送実施国側の努力を評価する昨年９月のＩＡＥＡ総会の関連決議を歓迎するとともに、本年７月にＩＡＥＡが主催する放射性物質輸送の安全に関する国際会議が、ＩＡＥＡのマンデートの中で技術的・専門的観点から所期の目的を達成し、輸送の安全に関する関係国の相互理解促進に資することを希望している。

５．普遍性と不遵守

（１）普遍性

日本は、キューバが昨年１１月に加入書を寄託して１８８番目のＮＰＴ締約国になったことを歓迎する。今般、キューバがＮＰＴに加入したことは、ＮＰＴ体制の更なる強化につながるものと考えている。ＮＰＴは今やほぼ全世界的な普遍性を獲得した。１９９８年、ＮＰＴ体制は、印パによる核実験の実施という外からの挑戦に晒されたが、ＮＰＴ締約国は２０００年ＮＰＴ運用検討会議において、両国に対して、新たな核兵器国及びいかなる特別な地位も認めないことを明言した。日本は、両国に対して、非核兵器国としてＮＰＴに参加し、ＣＴＢＴを署名・批准するよう引き続き要請すると共に、核不拡散に最大限の

配慮を払うよう引き続き要請していく。中東において非大量破壊兵器地帯設立に向けての進展が見られないことは、NPTの信頼性にとり深刻な問題である。インド、イスラエル、パキスタン等のNPT未締約国が早期にNPTに加入するよう粘り強い努力を継続すべき。

日本は、NPTへの早期加入に関する日本の要請に対し、ラモス・ホルタ東ティモール外務・協力上級大臣が公式訪日中の4月23日に、東ティモールは加入に向けた準備を進めており早期にNPTに加入したいとの回答があったことを、すべての締約国に対して大いなる歓迎の意をもって紹介したい。

(2) 不遵守

(北朝鮮)

NPT等の多国間軍縮条約は、我々が全人類に対して平和と安定を与えるために行った努力の成果である。唯一の被爆国である日本は、我々の世代のみならず次世代のためにも、NPTの遵守に関わる問題を克服し、核不拡散体制を守り、維持し、強化するために、我々が平和的に力を合わせられることを願う。

この観点から、日本は北朝鮮によって採られた措置を深く懸念する。多国間主義は重要であり、多国間軍縮条約の信頼性が損なわれることは我々の誰にとっても利益にならないとの考えを我々皆が共有していると確信している。

現在の国際社会は安全保障面で多くの不確実性と困難に直面しており、日本は、北朝鮮に対して、具体的な行動を起こすことでこの不確実性を減らし、また、相互信頼を増すために協力するという政治的意志を示すことを強く求める。日本は、北朝鮮が核兵器を開発、移転、取得或いは保有することを決して認められない。日本は、北朝鮮に対してNPT上のすべての義務、そしてその帰結としてIAEAとの保障措置協定上の義務を遵守し、核関連施設を再凍結し、核兵器開発計画を検証可能且つ不可逆的な形で撤廃するために速やかに行動をとることを強く要請する。

日本は、先週北京で開催された三者会談のために払われた、中国による中心的な役割を含むすべての関係国による努力を歓迎する。日本は、この会談の結果を注意深く検討している。日本は、この問題が、日韓を含む関係国の早期参加を伴って、引続き多数国間で対処されるべきと考える。日本は、北朝鮮に対して、状況を緩和し、改善するために必要な措置をとり、また、関係国との協議に責任ある前向きな、かつ、建設的な形で臨むことを要請することについて、全ての関係国の間に強い共通の利益があると信じる。我々の政治的意志と協調

努力が、21世紀における人類の安全保障環境に大きな違いを生み出し得るのだと我々の子供達に伝えることができるよう、国際社会はこの問題を平和的に解決するよう努力すべきである。

(イラク)

日本は、イラクの大量破壊兵器をめぐる問題は、適切な国際的関与により解決されることが極めて重要であると確信する。また、日本は、将来のイラク政府が、責任ある国際社会の一員として行動する意思を示すために、すべての関連する不拡散条約・協定を遵守することは極めて重要であると考える。

6．非核地帯と消極的安全保障

(1) 非核地帯

日本は、地域の安定と安全保障に貢献するという条件を満たすような、非核地帯が創設されることを支持する。日本は、特に、核テロ防止に貢献する中央アジア非核兵器地帯設立に向けた当該地域の努力を評価する。

日本は、5核兵器国と中央アジア5ヶ国との協議会合の結果が、関係国にとって満足のいくものであり、核軍縮・不拡散の分野での新たな成果となることを期待している。この様な観点から、日本は、中央アジア非核地帯創設のための国連軍縮局の作業を支援している。

(2) 消極的安全保障 (NSA)

NPT締約国である非核兵器国の安全保障については、国連安保理決議984(1995年)及び関連する核兵器国の宣言を踏まえて、検討及び議論されなければならない。この観点から、日本は、軍縮会議において消極的安全保障のアドホック委員会設置を含む作業計画に速やかに合意することを支持する。

7．市民社会・次世代との対話の強化

軍縮・不拡散の進展のために、次世代を担う若者や市民社会の理解と支持を得ることが必要不可欠である。日本は、次世代のための軍縮・不拡散教育の重要性を強調すると共に、国連事務総長と政府間専門家グループによって国連総会に提出された、各国に軍縮・不拡散教育の促進を求める提言を含む報告書を歓迎する。日本は、海外の軍縮教育者の招聘を含む、同報告の提言の実現に向けた努力を積極的に行っている。

この関連で、日本は、過去 20 年に亘って、450 名以上に及ぶ国連軍縮フェローシップの参加者を広島・長崎に招待し、将来の軍縮外交を担う若手外交官が、原爆がいかなる悲劇をもたらすものかについての真相、またその長期にわたる影響について学ぶ機会の場を設けてきた。日本は、このような努力を継続していく。

地域軍縮会議は、地域レベルで軍縮の重要性についての認識を高める有効な手段である。日本は毎年、国内の異なる地方都市における国連軍縮会議を後援しており、アジア・太平洋地域のみならず、世界中から集まる著名な軍縮専門家が有益な議論をする、貴重な機会を提供している。日本は、国連軍縮局が主催する、国連軍縮会議が本年 8 月に大阪で開催されることを歓迎する。

日本は、核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が果たす建設的役割を重視している。市民社会の一端を担う N G O との対話の重要性に鑑み、2000 年 N P T 運用検討会議における合意に基づき、今次準備委員会においても N G O セッションが開催されることを歓迎する。

(了)